

介護保険から  
お知らせ



## 4月1日から介護保険の住宅改修費などの 「受領委任払い」を始めます

住宅改修費や福祉用具購入費は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に町へ申請して支払った費用（保険対象分）の9割分の支給を受ける「償還払い」を原則としています。また、高額介護サービス費は、利用者が介護に要した費用をサービス事業者等の請求に基づいて支払い、その後所得段階に応じた自己負担限度額を超えた額の支払いを受ける「償還払い」を原則とします。

剣淵町では、利用者の経済的な負担を軽減するため、住宅改修費、福祉用具購入費及び高額介護サービス費の受領委任払いを平成25年4月1日から利用することができるようになりました。

### ■受領委任払いとは

給付の受け取りをサービス事業者に委任することにより、利用者はサービス事業者に対して最初から自己負担額のみを支払えば済むようにする制度のことです。

### ■住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払い

受領委任払いの利用を希望する場合は、ケアマネジャー等にご相談ください。

なお、剣淵町に登録した事業者（受領委任払取扱事業者）でなければ、この制度を利用できません。事前にご確認ください。

◆次のような場合は、この制度を利用できません

- ①介護保険料を滞納している
- ②入院または介護施設に入所している など

◆利用上の注意

住宅改修費及び福祉用具購入費には、それぞれ支給限度額があります。（住宅改修費は1人18万円、福祉用具購入費は年度内9万円）

### ■高額介護サービス費の受領委任払い

受領委任払いを利用できる介護サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型グループホームです。

受領委任払いの利用は、利用者が介護サービス事業所へ申し出を行い、介護サービス事業所が受領委任払いを認めた場合に利用できます。

◆次のような場合は、この制度を利用できません。

- ①介護保険料を滞納している
- ②同じ月に施設サービスと居宅サービスの両方を受けたとき
- ③同じ月に同世帯の2人以上の方が施設サービス又は居宅サービスを利用したとき など

### ■問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ（ふれあい健康センター内 電話 34-3955）